

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 精神衛生法施行規則の一部改正  
鳥取県公報発行規則の一部改正  
鳥取県更生医療医療費審査会規程
- ◇告示 保安施設地区指定予定地  
昭和二十七年年度保健婦試験合格者  
境特別都市計画事業復興土地区劃整理換地  
処分について認可
- ◇公告 火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者  
試験について

## 規則

精神衛生法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月九日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第七十二号

精神衛生法施行規則の一部を改正する規則

精神衛生法施行規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

精神障害者又は住民税納税額 障害者一人一日の入  
扶養義務者の 院費に対する徴収額

三百円未満	百分の十
三百円以上五百円未満	百分の二十
五百円以上千円未満	百分の二十五
千円以上千五百円未満	百分の三十
千五百円以上二千円未満	百分の四十
二千円以上三千円未満	百分の五十
三千円以上五千円未満	百分の六十
五千円以上八千円未満	百分の八十
八千円以上	百分の百

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十三号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「農地委員会」を「農業委員会」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改める。

第二條に次の二号を加える。

十 叙任及び辞令

十一 広 告

第五條第十号を次のように改める。

十 県農業委員会事務局

第六條第四項中「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。

第八條を次のように改める。

（公報の閲覧）

第八條 県庁、地方事務所においては、適当な箇所に公報を備え置いて県民の閲覧に供するものとする。

第九條第一項に次の但し書きを加える。

但し、條例、規則以外の原稿は二通とする。

第十條の次に次の一條を加える。

（増刷）

第十條の二 主管課において公報の増刷を必要とするときは、鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）第二百一十一條に規定する物品（修繕）請求書を原稿回付の際総務課長に提出しなければならない。

第十四條の次に次の四條を加える。

（広告）

第十五條 広告は、県公報末尾の余白に記載する。

第十六條 広告の掲載を依頼しようとするときは、別記

第二号様式の申込書を知事に提出しなければならない。

2 広告料は次のとおりとし、知事の発行する納額告知書により納入しなければならない。

甲種 公報紙面一頁 一回につき 四百円

乙種 " 一頁の二分の一 " 二百円

丙種 " 一頁の四分の一 " 百円

第十七條 広告に初号活字以上の大字若しくは特種の文字又は凶案等を掲載しようとするときは、その原版を提出しなければならない。

2 原版は使用後返付する。この場合これに要する費用は広告依頼者の負担とする。

第十八條 広告を掲載した公報は、その一部を広告依頼者に無償配付する。

別記を「別記第一号様式」に改める。

別記第二号様式

広 告 申 込 書

一 種 広 告 原稿別紙のとおり。（但し、原版点を添えます。）

右鳥取県公報広告欄に記載してくださるよう、鳥取県公報発行規則第十六條の規定により、左記料金を添えて申込みます。

記

一金 円（回分広告料）

一金 円（原版返送料）

住 所

氏 名 印

（団体の場合は団体名及び代表者名印）

鳥取県知事 氏 名 殿

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる訓令及び告示は、廃止する。

訓令式（昭和四年二月鳥取県訓令甲第四号）

告示告諭ヲ公報ニ掲載ノ件（昭和四年二月鳥取県告示第二十九号）

鳥取県更生医療医療費審査会規程をここに公布する。  
昭和二十七年九月九日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十四号

鳥取県更生医療医療費審査会規程

(設置)

第一條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の規定により、鳥取県更生医療医療費審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(目的)

第二條 審査会は、知事の監督に属し、更生医療指定医療機関から提出される更生医療診療報酬請求書の内容を審査しその適否につき、知事に意見を述べるものとする。

(組織)

第三條 審査会は、委員七人以内で組織する。

第四條 審査会の委員は、県の職員、指定医療機関の代表者及び学識経験者の中から知事が任命又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第五條 審査会に委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(委員)

第六條 委員の任期は一年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第七條 審査会の委員は、非常勤とする。

(会議)

第八條 審査会は、毎月一回以上会長が招集し、毎月五日までに提出された診療報酬請求書について審査し、その月の二十三日までに意見を附して知事に提出するものとする。

第九條 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、

告 示

鳥取県告示第四百四十号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条の規定により告示する。

昭和二十七年九月九日

鳥 取 県 知 事

西 尾 愛 治

可否同数のときは、会長の決するところによる。  
第十條 審査会は、審査の結果、著しく診療内容又は診療報酬請求の不正又は不当の事実を発見したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならぬ。  
(幹事及び書記)  
第十一條 審査会に、幹事及び書記若干人を置く。  
2 幹事及び書記は県職員の中から知事が任命する。  
3 幹事は、会長の指揮をうけて審査会の事務に従事する。

4 書記は、会長の指揮をうけて庶務に従事する。  
(審査会の処務)  
第十二條 審査会の庶務は、民生部原生課において処理する。  
(審査会の運営)  
第十三條 この規則に定めるものの外、審査会の運営に關し、必要な事項は、別に審査会が定める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

所 在 地 番 台 帳	全 面 積
郡 町 村 大字 字 地 番	実 測 又 は 見 込

要 指 定 実 測 又 見 込 面 積	指 定 の 目 的 期 間
施 業 要 件	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山郷	智頭	社	大	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西谷	大背	江波	赤波	同	同	同	丹比	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大ナル	吉ヶ谷	奥ノ谷	大平	同	同	同	横地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇二八	一、四七二	一、〇四八	一、六五六	七四四	七四一	七二六	七二五	二二	二二	一九	一八	一〇次	八次	七	七	七	七	七	七	七	七
一、〇〇〇〇	二、一五二〇	三、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇	〇、〇二四	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	〇、三〇一	〇、三〇六	〇、〇三三	〇、〇二七	〇、〇二七	〇、〇二〇	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三
五、〇〇〇〇	一〇、〇八一〇	八、二二九	三〇、五〇〇〇	〇、〇二四	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	〇、三〇六	〇、一〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二
五、〇四〇五	一〇、〇八一〇	三五〇〇	五三〇〇	〇、〇二四	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	〇、三〇六	〇、一〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山郷	智頭	社	大	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西谷	大背	江波	赤波	同	同	同	丹比	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大ナル	吉ヶ谷	奥ノ谷	大平	同	同	同	横地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇二八	一、四七二	一、〇四八	一、六五六	七四四	七四一	七二六	七二五	二二	二二	一九	一八	一〇次	八次	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一、〇〇〇〇	二、一五二〇	三、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇	〇、〇二四	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	〇、三〇一	〇、三〇六	〇、〇三三	〇、〇二七	〇、〇二七	〇、〇二〇	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三
五、〇〇〇〇	一〇、〇八一〇	八、二二九	三〇、五〇〇〇	〇、〇二四	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	〇、三〇六	〇、一〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二
五、〇四〇五	一〇、〇八一〇	三五〇〇	五三〇〇	〇、〇二四	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	〇、三〇六	〇、一〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一、伐採禁止  
 二、立木の伐採禁止  
 三、土地の砂崩壊防止  
 四、水源の保護  
 五、農地の墾復  
 六、山林の整備  
 七、水質の浄化  
 八、緑地の保全  
 九、自然環境の保護  
 十、国土の形成

一、伐採禁止  
 二、立木の伐採禁止  
 三、土地の砂崩壊防止  
 四、水源の保護  
 五、農地の墾復  
 六、山林の整備  
 七、水質の浄化  
 八、緑地の保全  
 九、自然環境の保護  
 十、国土の形成



同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	都上私
同	同	同	同	同	同	同	同	明辺
同	同	同	同	同	同	同	同	徳石
六二四ノ二	六一四ノ二	六二二ノ四二	六一二ノ四一	六一二ノ四〇	六一二ノ一八	六一二ノ一七	六一二ノ一六	六二二ノ一六
、〇二〇八	、一六〇〇	、〇〇二〇	、一〇〇〇	、〇五〇〇	、〇五〇〇	、〇五〇〇	、三五〇〇	、三五〇〇
、〇四一六	、三二〇〇	、〇〇二〇	、二〇〇〇	、一〇〇〇	、一〇〇〇	、一〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇
、〇四一六	、三二〇〇	、〇〇二〇	、二〇〇〇	、一〇〇〇	、一〇〇〇	、一〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	伐採を禁
同	同	同	同	同	同	同	同	止のたれ防
同	同	同	同	同	同	同	同	伐採を禁

一、伐採を禁ずるに努むるは、育の保護に努むるに依るべし。

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
六一四ノ三	六一四ノ四	六一四ノ五	六一四ノ七	六一五ノ一	六一五ノ二	六一五ノ二	六一五ノ二	六一五ノ二
、〇四〇〇	、〇六〇〇	、二二一七	、一一〇〇	、三〇〇〇	、三五〇〇	、三五〇〇	、三五〇〇	、三五〇〇
、〇八〇〇	、二二〇〇	、四五〇四	、二二〇〇	、六〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇
、〇八〇〇	、二二〇〇	、四五〇四	、二二〇〇	、六〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇	、七〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

一、工場の内、土地の下の砂を採取することを禁ず。

鳥取県告示第四百四十一号  
鳥取県告示第四百四十二号

次の者は昭和二十七年年度保健婦試験に合格した。  
昭和二十七年九月九日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

境特別都市計画事業復興土地区劃整理換地処分について、  
昭和二十七年九月一日認可した。  
昭和二十七年九月九日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 角脇 愛子
- 竹内 巴
- 船越 茂野
- 細田 鈴子
- 浜田りつよ
- 中井 敏子
- 阪部 雅子
- 横尾喜久子
- 田中 京子
- 長谷富美子
- 大久保満壽子
- 近藤 直子
- 小原 咲子
- 林 信子
- 原口かよ子

公 告

火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者  
試験公告

鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験に  
のき次のように公告する。

昭和二十七年九月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

この試験は昭和二十七年年度第一回甲種及び乙種火薬類取  
扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者の免状を交付する  
ために行う試験であります。

一、種類及び試験科目

甲種 火薬類取扱主任者	丙種火薬類作業主任者
乙種 火薬類取扱主任者	火薬類取締法令
火薬類取締法令	火薬類取締法令
一般火薬学	信号焰管、信号火せん、及び煙火製 造工場保安管理技術
	一般教養科目

二、次の各号の一に該当する者はこの試験の受験資格が  
ありません。

- (1) 日本の国籍を有しないもの
- (2) 禁治産者及び準禁治産者

三、試験の日時、場所、方法及び発表

試験は学科試験と口頭試験を行います

(1) 学科試験

昭和二十七年十月十五日 鳥取市東町  
午前九時から午後一時まで 県会議事堂

(2) 口頭試験

昭和二十七年十月十五日 同 右  
午後一時半から午後五時まで

(3) 合格者発表

昭和二十七年十一月下旬に合格者のみに通知します

四、受験の手続方法

試験を受けようとする者は別表一の受験願書に左の書  
類を添付の上県経済部商工課宛提出して下さい。

- (1) 履歴書(別表二)
- (2) 戸籍抄本

(3) 写真(手札形として出願前六箇月以内に撮影し  
た正面上半身像でその裏面には撮影年月  
日氏名及び年令を記載のこと)

註 この試験は火薬類取締法施行規則(昭和二十五  
年通商産業省令第八十八号)により実施せられ  
るものであります、なお不明な点がありましたら  
ら当課管理係へ御照会下さい。

昭和 年 月 日 右 氏 名 印

鳥取県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは日本標準規格B5(182  
mm×257mm)とすること、  
2 X印の項は記載しないこと。

別表 一

受験願書

×整理番号	
×受理日	年 月 日

別表 二

履 歴 書

本 籍 住 所 氏 名

生 年 月 日

本 籍

住 所

氏 名

生 年 月 日

受 験 地

学 歴

職 歴(火薬類の製造または取扱に関する作業経  
歴を含む)

賞 罰

甲種火薬類取扱主任者試験を受けたいので火薬類取締法  
施行規則第七十八條各号に掲げる書類を添えて出願いたし  
ます。

右のとおり租違ありません

年 月 日 右 氏 名 印

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行

鳥 鳥

取 取

所 者

縣 縣

鳥 鳥

取 取

市 市

取 取

東 東

町 町

縣 縣

印

刷

所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に関係ある重要な条例、規則、規程等をこの公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀みませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課